

学校会員・企業賛助会員・個人賛助会員 運用規定

社団全体の業務執行には関与しないものの、社団が行う事業に賛同し、各種事業の運営において、経済的または物的、および知的支援活動に協賛する学校会員、企業賛助会員の会費を以下に定める。

学校会員（教育機関等）①②③⑥	入会費	2万円／1口
	年会費	2万円／1口
企業賛助会員（正賛助会員）③④⑤⑥	入会費	5万円／1口
	年会費	15万円／1口
企業賛助会員（準賛助会員）③④	入会費	5万円／1口
	年会費	10万円／1口
企業賛助会員（海外）⑥	入会費	3万円／1口
	年会費	3万円／1口
個人賛助会員（海外）⑥	入会費	1万円／1口
	年会費	1万円／1口

なお、学校会員、および企業賛助会員における正会員、準会員の活動範囲を以下に定める。

学校会員・企業賛助会員 共通活動範囲	
①	社団ホームページでの紹介、およびページリンク
②	社団発行の各種印刷物への広告掲載
学校会員 活動範囲	
③	社団主催の研修会・講習会等のイベントへの招待
⑥	研修会・講習会等のイベント・プログラムへの参加
企業正賛助会員 活動範囲	
③	社団主催の研修会・講習会等のイベントへの招待
④	研修会・講習会受講者へ自社資料の配布（資料同封）
⑤	研修会・講習会等のイベントでの自社ブースの出展
⑥	研修会・講習会等のイベント・プログラムへの参加
企業準賛助会員 活動範囲	
③	社団主催の研修会・講習会等のイベントへの招待
④	研修会・講習会受講者へ自社資料の配布（資料同封）
企業賛助会員・個人賛助会員（海外） 活動範囲	
⑥	研修会・講習会等のイベント・プログラムへの参加

上記は社団業務に係るため、本規定は社団理事会において決議し執行するものとする。賛助会員の応募にあたっては、原則として社員からの推薦により、代表理事がこれを承認する手続きを経るものとする。ただし、賛助会員の選定にあたっては、規定は設けないものの、分野、業種、形態、関係性等、一定の配慮を行うものとする。

2020年1月6日 改定

一般社団法人全国進路キャリア就業支援機構

代表理事 中村 和正

